



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第107号）（抜粋） （基本理念）</p> <p>第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。</p> <p>PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月6日 民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋）</p> <p>3 目標及び具体的取組</p> <p>上記の考え方を踏まえ、民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円  (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等：3～4兆円  (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業：2兆円  (4) その他の事業類型：3兆円</p>
		<p>科学技術基本計画（平成23年8月19日 閣議決定）（抜粋）</p> <p>IV. 基礎研究及び人材育成の強化</p> <p>4. 国際水準の研究環境及び基盤の形成</p> <p>(1) 大学及び公的研究機関における研究開発環境の整備</p> <p>①大学の施設及び設備の整備</p> <p>&lt;推進方策&gt;</p> <p>・国は、国立大学法人が、長期的視野に立ったキャンパス全体の整備計画を策定するとともに、施設マネジメントを一層推進するよう求める。また、寄付や自己収入、長期借入金、PFI (Private Finance Initiative) など、多様な財源を活用した施設整備を進めることを期待する。国は、税制上の優遇措置の在り方の検討を含め、これを支援するための取組を進める。</p> <p>教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）（抜粋）</p> <p>第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策</p> <p>Ⅱ 四つの基本的方向性を支える環境整備</p> <p>&lt;5年間における具体的方策&gt;</p> <p>基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備</p> <p>【主な取組】</p> <p>28-2 個性・特色に応じた施設整備</p> <p>・国立大学等の施設について、優れた教育研究成果を生み出す拠点の形成、次代を担う優れた人材を育成する環境整備、国立大学附属病院の再生など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。また、施設マネジメントや多様な財源を活用した施設整備を一層進める。このため、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を着実に実施する。</p>

	政策の達成目標	・国立大学法人において、事業内容に応じた適正なPFIの活用を促進し、効率的かつ効果的な施設整備を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	・5年間の延長要望
	同上の期間中の達成目標	・BOT方式のPFIによる国立大学法人等施設整備の促進
	政策目標の達成状況	・国立大学法人における、BOT方式のPFI事業は、平成25年度までに6件となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	・適用法人数：86法人（国立大学法人） ・要望する延長期間中の適用法人の範囲の見込み：3法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	・民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいBOT方式によるPFI事業を促進することにより、国立大学法人における効率的かつ効果的な施設整備を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・国立大学法人等施設整備費 平成25年度補正予算額：52,565百万円 平成26年度予算額：54,985百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・上記予算措置により、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、大学等の教育・研究機能を強化し、質の高い医療を提供するため、耐震化（非構造部材の耐震対策含む）、老朽化対策、最先端研究施設の整備及び附属病院の再生など施設の重点的・計画的整備を推進している。本要望に係る、国立大学法人がBOT方式のPFI事業で整備するケースでは、民間事業者が施設を所有することから、不動産所得税等の資産課税が課せられるので、本特例措置により、この資産課税の課税標準を2分の1にすることで、民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいBOT方式による施設整備を促進でき、また、事業内容に応じた適切なPFI制度を活用した施設整備が図られるもの。
	要望の措置の妥当性	・PFI法により、公共事業等の整備等に関する事業は、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねることが求められている。 ・本件、BOT方式によるPFI事業としては、国立大学施設において、過去11年間に6件の特例措置が適用となったところ。 ・平成25年6月のアクションプランにおいても、PFI事業を更に推進していくこととされており、国立大学法人の施設整備においても、民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいBOT方式による施設整備を促進し、事業内容に応じた適切なPFI制度を活用した施設整備が図られるよう、特例措置を延長することが必要である。
	ページ	7—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成22年度～平成26年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用法人数：平成24年度 2法人、平成25年度 1法人（国立大学法人）</li> <li>・減収額：平成24年度 29,191千円（不動産取得税） 平成25年度 28,984千円（不動産取得税、固定資産税、都市計画税） 平成26年度 19,848千円（固定資産税、都市計画税）</li> <li>・適用法人の範囲：86法人（国立大学法人）</li> </ul>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産取得税 課税標準（不動産の価格）：556,781千円</li> <li>・固定資産税 課税標準（固定資産の価格）：68,926千円</li> <li>・都市計画税 課税標準（固定資産の価格）：68,926千円</li> </ul>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人がBOT方式のPFI事業で整備する場合は、不動産所得税等の資産課税が非課税となるが、民間事業者が施設を所有するBOT方式のPFI事業では、不動産所得税等の資産課税が課せられる。</li> <li>・特例措置により、この資産課税の課税標準を2分の1にすることで、民間事業者自ら責任を持ち、経営能力等をより発揮しやすいBOT方式による施設整備を促進でき、また、事業内容に応じた適切なPFI制度を活用した施設整備を図れる。</li> </ul>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BOT方式のPFIによる国立大学等施設整備を、平成22年度から平成26年度までの5年間に3件</li> </ul>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度から平成26年度までに、BOT方式のPFIによる国立大学法人の施設整備を3件実施し、目標を100%達成した。</li> </ul>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制上の特例措置の新設年度：平成16年度（2年延長）</li> <li>・税制上の特例措置の延長年度：平成18年度（2年延長）</li> <li>・税制上の特例措置の延長年度：平成20年度（2年延長）</li> <li>・税制上の特例措置の延長年度：平成22年度（5年延長した上、廃止）</li> </ul>